

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

## 1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	新和電気工業株式会社	代表者氏名	中村 尚也
主たる営業所の所在地	静岡県田方郡函南町肥田326-2		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年6月19日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第2項第2号		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年7月2日(木)までに文書により報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(請負契約にかかる著しく不誠実な行為)		
	<p>新和電気工業株式会社は、過去の許可通知書の写しを改ざんし、あたかも真正な許可通知書の写しに装い元請け業者に提出した他、架空の建設業許可番号を記載した見積書等を作成し提出していた。</p> <p>このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当するものと認められる。</p>		
その他参考となる事項	同日付で営業停止処分も併せて実施		